

○議長 辻本 一夫君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。少々体調が芳しくなく、お聞き苦しい点があるかもしれませんが御了承ください。

では通告書、件名1、公文書の管理について。

公文書の改ざん問題について、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が社会的にクローズアップされています。森友学園と政治の癒着への疑念が取り沙汰され、日本の公文書管理の在り方が問われています。財務省の公文書改ざんが示すのは公文書管理の機能不全だとも言われ、まだ解決をしていません。それは地方においても、またしかりです。芦屋町での公文書の管理について伺います。

情報公開条例に関して取りまとめておられます課長に、要旨1、芦屋町の情報公開条例の目的は何でしょうか。お答えください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町情報公開条例の目的についてお答えいたします。

この条例の第1条に、住民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

すばらしい崇高的な内容であります。ところがですね、今、前文で読みましたように公文書が改ざんされるという事件があちこちで起きてますが、私は、情報公開法という崇高な理念を掲げながら、国においても全国の自治体でも世間を騒がす決裁文書の改ざん、隠蔽という事態が起きていますが、「この事態をどう見るのか。日本での公文書の管理はどうなっているのか。」と、私は情報公開法に対する疑問も常々思っています。

情報公開制度の活用を広める活動をし、公文書管理に詳しいNPO法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さんをネットで知ることになりましたが、そのネット上のものを要約すると、三木氏は「財務省に限らず、『役所には記録が残っていると不都合』、『記録があっても出

令和4年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

したくない』類の文章があります。今回の森友学園に対する国有地払下げによる決裁文書は、まさにその一例です。決裁文書の改ざんは誰が、誰の指示で行ったのか。政治による圧力があったのか、なかったのか。ただ現場の役員が、行政文書の改ざんというイレギュラー的な対応を上司から迫られた場合、その経緯を具体的に残すことで自分の立場を守ろうとすることは理解できます。」というふうに書かれています。地方自治法は、議会の会議を公開する並びに会議録の作成を義務づけています。したがって、「行政文書は行政活動の結果、発生するものです。つまり、行政活動の質が悪かったり適切性や合理性に欠ければ、行政文書の扱いや情報公開もおかしくなるのは当然。」だと言いつつおられます。

そこで町長に、公文書の改ざんや隠蔽はなぜ起きると思われませんか。その点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

非常に崇高な質問なんですけど、なぜ起きるのかと言われてもちょっと困るんですけど、公文書は町の意味決定であるということ、かつ地方行政の基本であることの重要性に鑑み、公文書の改ざんや隠蔽はあってはならないことです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では3番目に参りますが、公文書の改ざんや隠蔽があった場合は芦屋町としてどのような措置及び対策を行うのかということについてですけど、今、皆様方の御手元にA3のプリントが配付されてますので、御覧いただきたいと思えます。

令和4年9月議会配布資料 町議会議員 妹川征男

①この左側のものと、右側のほうが②でN氏のものであります。これは時系列で対応経緯をされた内容の約40ページほどの中の1ページです。私が議員として、議長を通して資料請求したのが令和3年10月26日、大体2週間おいて昨年11月10日に開示をしていただきました。右のほうの②はN氏の情報公開条例に基づいて12月3日、回答日が12月14日の対応経緯であります。

さあ、これを見られて、「何で妹川が同じようなものを出しているのか。」と疑問に思われる方がほとんどだろうと思えますが、これを1行ずつ見ていかないと分からないと思うんですが、もう既に分かっておられる方もおられるかと思えます。どうでしょう、分かっておられる方は手を

令和4年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

挙げていただけますか。まだ分かりませんか。総務課長、分かりますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、妹川議員の配られたところを見ていると、墨塗りをされている部分とされていないところが2か所あるのかなというところかなとは思いますが。墨塗りをされてるところとされていないところがあるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ほかに。このN氏が出したものはN氏自身のものですから、N氏自身の名前は出ておりますが、左側のほうは私が出したものですからN氏の名前はないかと思えます。どうでしょう。どこがどう違うんでしょうか。

1番ははっきり分かっておられるのは浮田課長、いかがですか。浮田課長、分かりますか、分かりませんか。それだけで結構です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

総務課長がお答えした内容と一緒にございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

総務課長もですが、浮田課長もこの違いが分からないということですね。ただ黒塗りの部分は分かると、それでいいんですか。山下課長いかがですか、分かりますか。違いが分かりますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

今、総務課長及び産業観光課長が申したとおり黒塗りの部分が違うということと、中段にある8月19日の行が1段抜けてるというふうに私は解釈しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

左側の私の資料には、真ん中の③令和3年8月19日、妹川議員 窓口対応、【対応者：浮田課長、岡本】。私は、「資料請求を行うので内容を確認したい。」というふうに申し入れています。次の行は「埋立て工事は町が発注したものですか。」ということに対して、「していない。」と。本来は、もう1行あるんですけどね。「事業者は受注を受けたのか。」ということがあるんですけど、それはそれとしていいんですが、埋立て工事は町が発注したもののか……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。ちょっとやめなさい。注意しますよ。

この埋立て工事というのは、要するに用水路の件でしょう、これは。（「ちょっと時間を止めてください」と呼ぶ者あり）用水路の件については全員協議会で話し合ったことなんで、この件については発言しないようにしてください。

○議員 8番 妹川 征男君

これは行政の処分ですね、公文書のことについて今お話ししたじゃないですか。どうしてこれが、右のほうの3年8月19日には同じように「資料請求を行うので内容を確認したい。」と、その私のところの1行が、「埋立て工事は町が発注したのですか。」「していない。」というのが「なぜ、ないんですか。」と、「何で消し去られてるんですか。」と、こう聞きたいわけ。

これ公文書ですよ。浮田課長、どうして消し去られてるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今ちょっと資料のほうを今見ましたので、ちょっと内容については今ちょっとはつきり分かりません。今、資料見たばかりでお答えするのは、ちょっと今、持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

なぜこれ消されたと思われませんか。これについてはですね、決裁文書に、この消された中の決裁文書に係長と浮田課長と、それから町長と山下課長の公印が打ってあるわけですよ。これ、なぜ消されたのか。何のために消したのか分からないんですか。

課長、もう1回すいません。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これはですね、これはちゃんとした形で、文書で。議長、文書で調べられてですね、それを文書で開示するように要求してください。よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

検討します。

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公文書いわゆる決裁文書は、先ほど町長が言われたように組織としての意思決定を行った証拠文書ですね。これは、財務省文書取扱規則では決裁文書について次のようにその取扱いを求めています。様々な要点そして大事なことが書かれています。「一度決裁された文書について、後から重要な間違いなどが発覚した場合には、決裁文書を直すのではなく新たに起案がなされ、改めて決裁のやり直しが必要である。」とかいうことも書かれてあります。

今回示した内容は大事な部分なんです。分からない、知らない、そして印鑑を押す。その大事な部分が消されています。非公開にもせず改ざん——これ改ざんだと思うんですけど、改ざんしたのは最悪ですよ。これを消し去ることは許せませんが、課長、どっちが正しいんですか。妹川が出した左側のほうが正しいのか右側の開示請求されたN氏のほうが正しいのか、どっちでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この両方書かれてる分の原文をちょっとまだ確認ができておりませんので、今お答えすることはできません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和4年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

まさにこれは二重帳簿というんですよ、こんなの。こんなことがまかり通っていいんでしょうか。これは、はっきりと改ざんとまだ言えるかどうか分かりませんが、町民に対する背信行為、情報公開条例はなきにしも等しいと、行政に対する不信感は募るばかりです。

もう、「いかがですか。」と聞きたいですけど、もう答えられないでしょう。（「ちょっと議長、いいですかね」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

いきなりこれをぽっと出されてですね、これを比較して「どうですか。」と言われてですね。（「反問権なら時間を止めてください。町長、反問権でしょ」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

反問権を使いますか。

○町長 波多野 茂丸君

いやいや、じゃあ反問権。

○議長 辻本 一夫君

ただいま、町長から反問権の行使についての要求がありました。許可します。事務局はこれより残時間を停止してください。

町長、どうぞ。

○町長 波多野 茂丸君

じゃあ最初から行きます。急にぽっと出されてですね、「これはどうですか。」と。で、まあ結局これ決裁回ってきてずっと、起案それから係長、課長、副町長、私に回ってきますよね。そしてこれが結局「やり直しやないか。」ということなんですか。何を言われたいんか、その辺がよく分からないんですけど。

これを示して、これは1回出たものをもう1回こう、何ちゅうんですかね、「やり直しさせたんやないか。」という疑問をお持ちなんですか。それを教えてください。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私はそんな複雑なことは考えてません。（「考えたけ言いよんやろ」と呼ぶ者あり）何でこれがね、どうしてこれがこんなに違うのかと。これは左と右がなぜね、同じ内容のものであるのに、なぜこんなに違うのかと。だから、「その違いを教えてください。」と言ってるだけの話ですよ。それを違いがあるかないかは分かりません。違いがあるんですけど、どっちが正しいんですか。



○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

公文書の問題としてというふうに結局、何かね、私にしてみたらこじつけてこう言いよるみたいな感じに聞こえるわけですよ。

それで、じゃあこれをどうすればいいということですか。「間違いやろ。何か隠蔽しとりやせんか。」というようなことを言いなさいということなんですか。教えてください。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほども話しましたように地方自治法は、議会の会議は公開することを前提でやられていますよね。そして「会議録の作成をしなさい」と、会議録ね。それから委員会での会議録も。それから、こういうような公文書を発行する、時系列的なものもちゃんと配布しなさいよ、つくりなさいよということを財務省の規則にも書かれてあります。

それで、それに基づいて芦屋町は真剣に書かれていたと思いますが、「なぜ今回、これが違うのか。」と、それを言ってるだけのことで何も難しいことじゃありません。（「何も難しいことやない。」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

今、町長の反問に対する答弁がなされましたけれども、執行部はこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、これで反問については終了します。

続けてください。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

要旨3、公文書の改ざんや隠蔽があった場合、例えばですよ、あった場合は芦屋町としてどのような処置及び対策を行うかということなんですけど、このようなふうにかかれていましてあります。

先ほどの三木さんですね、三木さんは「公文書の組織的な改ざんがあったとしたら、それは民主主義を根本から否定し破壊する重大な犯罪行為として、厳しく断罪されなければなりません。公文書の改ざんに対する刑法の規定は、公文書の改ざんに関して問題となる主体的な条文は、刑法155条の公文書偽造罪と刑法156条の虚偽公文書作成罪。」と言われておりますが、もし、もしの話ですよ、これはね。まだ改ざんされてるかどうか分かりませんが、これについて総務課

令和4年第3回定例会（妹川征男議員一般質問）

長、もしあった場合はどうされますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

もしあった場合という形で、基本的には公文書の改ざんや隠蔽などが起こらないことが第一だというふうに考えてます。また、言われますように、公文書については事後に誤記の修正等の範囲を超えることはできないといった認識を職員1人1人が持つことが重要ではないかと考えておりますし、新規採用職員についても採用後の集合研修の中で、文書管理の取扱いなどの研修を行っております。で、文書の管理、決裁事項については日々の業務の中で適切な指導を各課で行っていただいております。

今言われました、万が一そういうことがあったという場合には、先ほど妹川議員も言われましたとおり刑事事件になるということも考えられるのではないかとというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

時間が差し迫っておりますので最後にですね、公務員がですね、仕事で作成した公文書を都合よく改ざんする、そんなことがまかり通れば誰も行政を信じられなくなります。公文書が適正に保管されなければ、行政の政策決定が正しかったのかどうか国民や町民が判断する材料も失われ、改ざんは国民・町民の知る権利を侵す行為であるというふうに言われております。このことも、よく気をつけていただきたいと思います。

では2番目に行きます。芦屋町職員倫理条例について。

芦屋町職員倫理条例が制定されて13年が経過しますが、次の点を伺います。芦屋町職員倫理条例の目的は何でしょうか。お答えください。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町職員倫理条例の目的についてお答えいたします。

この条例の第1条に、職員が町民全体の奉仕者であってその職務は町民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持・向上に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

立派なですね、文章があります。当然、皆さん方が職員になられたときには、このような芦屋町職員倫理条例、それから宣誓も読まれたと思うんですね。町民の全体の奉仕者です。その職務は町民から負託された公務です。町民のための奉仕者です。働くんです。それを私たちは期待してるわけですね、町民の皆さんは。

なぜ私はこのようなことを質問するかと言いますと、やはり町民の方々の町に対する要望や不満については、私は議員活動もう10数年になりますが、議員活動の一環として担当職員と話し合いや意見交換を行ってきました。教育委員会も2回かな。福祉課もありましたね。環境住宅課もありましたね。ちゃんとした窓口ではなくて部屋を用意されておりました。その際は、窓口で解決できるもの、別室で話し合ったことも度々あります。担当職員は解決に向け町民の声を謙虚に聞き入れ、また、町は前向きに検討していただいた事例が多々あります。町民の方々は町に対する話し合いの場を設定してもらったことに対して、感謝の念を出している方もたくさんいます。

私が今回あえてこの問題について質疑をしなければならぬと判断した理由は、ある女性はこれまで町が知らなかった情報を提供し、当然要望も何度もお願いしたにもかかわらず冷酷で尊大な対応に茫然とし、無慈悲な仕打ちに心も疲れ果ててしまいました。役場は彼女が疲れ果てた挙げ句に諦めてしまうのを、ただじっと息を詰めて待ち続けているようにしか思えません。赤い血の流れる1人の人間として、胸が痛むのではないのでしょうか。これは、ある課のことを言っております。あるほかの課は、私にはそういうことはないと思ってます。非常にすばらしい形を取っておられましたから。

職員は芦屋町職員倫理条例の目的に沿って、一般町民の声、訴えに謙虚に耳を傾け、解決に向けて積極的に関わっていかねばならない立場にあると私は考えています。自分の家族や友人たちに胸を張って、「役場でこんなすばらしい仕事をしている。」と自信持って言えますか。こんな非人道的な仕打ちをしたままで本当にいいんですか。役場に就職をしたときの喜びや新鮮さを思い出してください。そして芦屋町職員倫理条例をもう一度、職員の宣誓文をしっかりと読んで熟読してほしいのです。というふうに私は期待しております。今からでも期待しております。

要旨2ですが、芦屋町職員倫理条例の趣旨に反するような言動を町民に対して行った場合、どう対処するようになっていきますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

趣旨に反するような言動に対してどう対処するのかというところになります。条例の3条に、職員が遵守すべき職務に関する倫理の原則5つがうたわれております。

「1、職員は町民の全体の奉仕者であることを自覚し、町民の視点に立って常に公正な職務の執行に当たる。2、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用しない。3、権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしない。4、職務の遂行に当たっては公私の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。5、勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する。」の、どれに該当するのか。また、その倫理原則を踏まえ、職員倫理規則において、「職員の職務に利害関係を有する者から贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者と接触その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、規則で定める利害関係者との禁止行為に該当するものであるのか。」でございます。

任命権者につきましては、この規則に基づいて利害関係者の禁止行為を行った疑惑があると思料する場合には当該行為に関する調査を行い、その結果を職員倫理審査会に報告します。職員倫理審査会は調査結果の報告を受けたとき、当該報告の内容を審査し任命権者に意見を述べることが出来ます。任命権者は、職員にこの条例またはこの条例に基づく規則に違反する行為があると認められる場合には、その違反の程度に応じて懲戒処分等人事管理上の必要な措置を講ずるような形となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ちょっと長かったんですけど、そういう被害を被っていると思われる方は役場のどこに行ったらいいですか。そして、それが審査委員会にかけられるんですか。ちょっとそこら辺をもう一度お願いします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員倫理に反するような行為や地方公務員法の職務上の義務や身分上の義務違反があった場合につきましては、総務課の人事係のほうで対応するという形になるかと思っております。

申出をされる場合には、いつ、どこで、誰が、どのようなことがあったというところの事実関係の内容を書面で提出していただいて、聞き取りをするような形にはなるかというふうに考えております。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そのような形で進められていいと思いますが、町民の方々はそういう人事課、役場の人事課に相談すればいいということすら知らない方がたくさんおられます。

そういう意味ではですね、芦屋町職員のハラスメント防止に関する規定の中に、ハラスメントやそういうのを受けた場合は、その条文の中にですね、相談窓口というのがハラスメント条例にありますけれど、どうでしょうか。芦屋町職員倫理条例の中にですね、項目として相談窓口設置というものを追加条文として入れてみたらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。検討していただけますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これにつきましては、ほかの市町村等どういうふうなものがあるかというのをちょっと調査等をして、入れるべきなのかどうなのかというのは、ちょっといろいろと検討は、入れるべきかどうかしていきたいというふうには思います。検討したいとは思いますが。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

1分ありますんで、私はですね、今回の案件についてですね、公文書偽造についてですけど、一言、私の思いをちょっと伝えたいと思います。何も質問ではありません。

私は特別養護老人ホームに関して、ある応募会社が出した役員名簿を個人情報の保護という理由で元福祉課長が抜き取った事件がありました。これは選定委員会が非常に大事な書類なんですけど、それを抜き取った……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私の思いを今、話をしています。

○議長 辻本 一夫君

いやいやいや、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

意見じゃありません。質問じゃありません。

○議長 辻本 一夫君

質問の要旨に従ってやってください。質問の要旨に従って。

○議員 8番 妹川 征男君

それは、私の思いを語ってます。

○議長 辻本 一夫君

そこは要旨に従ってやって。

○議員 8番 妹川 征男君

質問じゃありません、私の思いを語ってるんです。独り言と思ってください。

2つ目は……もう時間が来たじゃないですか。芦屋町ニューオンブズマンが情報公開条例に基づき開示請求した結果に対し不服申立て、行政訴訟を起こした際に町は敗訴した事件がありましたが、私が特定の業者を支援するために、ある会社の経営者の選考に反対してくれと……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ありもしない内容を創作し……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、時間が来ました。妹川議員、時間が来ました。

○議員 8番 妹川 征男君

捏造し、隣接地権者のね……

○議長 辻本 一夫君

発言を停止してください。時間が来ました。発言を停止してください。

○議員 8番 妹川 征男君

あなたが時々しゃべるからいけんのよ。

○議長 辻本 一夫君

はい、終わってください。

○議員 8番 妹川 征男君

とにかくですね、町として真摯なね、態度で職務を専念してほしいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、先ほどの書類をちゃんと文書で回答してもらうように、議長、検討するということでしたからよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。